

# 入札要領

(敦賀市学校給食センター学校給食配送業務委託)

## 1 目的

本入札要領は、「敦賀市学校給食センター学校給食配送業務委託」について、一般競争入札（事後審査方式）により契約の相手方を決定するため、必要な事項を定めるものである。

## 2 入札に付する事項

本入札に付する事項は、次のとおりとする。

(1) 件名 敦賀市学校給食センター学校給食配送業務委託

案件番号	車両	配送対象校
1	1号車～4号車	敦賀西小学校、敦賀南小学校、中央小学校、中郷小学校、栗野小学校、栗野南小学校、黒河小学校、栗野中学校
2	5号車～8号車	角鹿小学校、松原小学校、沓見小学校、東浦小学校、気比中学校、角鹿中学校、松陵中学校、東浦中学校

(2) 業務内容 別紙仕様書のとおり

(3) 履行場所 敦賀市内指定場所

(4) 履行期間 令和9年8月1日から令和14年7月31日まで  
※債務負担行為に基づく長期継続契約

(5) 入札方式 一般競争入札（事後審査型）

(6) 最低制限価格の設定 無

## 3 入札参加資格要件

入札に参加できる者は、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 令和7・8年度 敦賀市物品等競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (3) 入札公告日から入札日までの間において、福井県及び敦賀市において指名停止又は指名除外の期間中でないこと。
- (4) 敦賀市内又は近隣市町に営業拠点を有すること。
- (5) 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）の規定に基づく一般貨

物自動車運送事業の許可を受け、当該事業を3年以上営業継続していること。

- (6) 食料品（加工品を含む。）の輸送を行った実績を有すること。
- (7) 本業務を適正に履行できる人員及び車両を確保できること。

#### 4 入札スケジュール

- (1) 仕様書等閲覧 令和8年2月25日（水）～令和8年3月10日（火）
- (2) 質問の受付 令和8年2月26日（木）～令和8年3月4日（水）
- (3) 回答の公表 随時公開～令和8年3月10日（火）
- (4) 入札・開札 令和8年3月11日（水）
- (5) 入札参加資格確認申請書提出  
令和8年3月12日（木）まで

#### 5 仕様書等を示す場所及び期間

- (1) 配布期間 令和8年2月25日（水）～令和8年3月10日（火）
- (2) 配布方法 敦賀市ホームページ（<https://www.city.tsuruga.lg.jp/>）からダウンロードすること。

#### 6 質問の受付及び回答

- (1) 提出書類 質問書（様式第3号）
- (2) 受付期間 令和8年2月26日（木）～令和8年3月4日（水）
- (3) 提出先 教育委員会事務局学校教育課
- (4) 提出方法 電子メール  
（「20 入札に関する担当部署」のメールアドレスに同じ。）  
タイトルは「学校給食配送入札質問（事業者名）」とすること。
- (5) 回答 令和8年3月10日（火）までに敦賀市ホームページで随時公開する。質問者に対しては、質問書を提出したメールアドレスに回答を送付する。なお、質問に対する回答は、本要領及び仕様書を補足する。

#### 7 資本的関係又は人的関係のある者の入札参加の制限

入札に参加を希望する者のうち、資本的関係又は人的関係のある者同士は、いずれか1者しか同じ案件番号の入札に参加することができない。

#### 8 入札執行の日時及び場所

- (1) 入札日時 令和8年3月11日（水）午前9時00分から案件番号順

案件番号	車両	入札開始時間
1	1号車～4号車	午前9時00分
2	5号車～8号車	午前9時15分

- (2) 入札場所 敦賀市役所 3階 302会議室
- (3) 集合 参加を希望する案件番号の入札開始時間までに入札会場に入室すること。入札会場には、参加者本人又はその代理人以外の者で1名しか入室ができない。
- (4) その他 入札の開始時間に遅れた場合は、原則その入札に参加することができない。ただし、直前の入札の終了時間が次の入札開始時間を超えたときは、この限りではない。

## 9 入札心得

入札に参加する者は、別記「入札心得」を熟読し、承諾の上参加するものとする。

## 10 入札の方法

- (1) 入札書 指定の入札書（様式第1号）において入札を行う。  
必要事項を記載、押印し、【敦賀市学校給食センター学校給食配送業者委託一般競争入札 案件番号（1又は2）番 入札書在中】と記載した封筒に入れ、封をした後に該当部分3か所に割印をして提出すること。  
入札書は1案件につき1枚作成し、案件ごとに1封筒に入れること。また、案件番号を封筒の表に記載すること。  
入札者は、いかなる理由があっても、提出後の入札書の書換え、引換え、取消し又は撤回をすることができない。
- (2) 委任状 代理人により入札をする場合は、代理人は、入札書を提出する前に委任状（様式第2号）を提出すること。なお、同じ代理人が複数の入札に参加する場合は、初回の入札書を提出する前に委任状を提出すること。
- (3) 入札書に記載する金額  
金額は、履行期間全体に係る総額とする。入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（加算後の金額に1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた金額）をもって契約金額とするので、消費税及び地方消費税を含まない金額を記載すること。
- (4) その他 入札書及び入札用封筒に押印した印章（代理人が入札する場合は、委任状に押印した代理人の印章）を持参すること。

## 11 無効な入札

次のいずれかに該当する入札は無効とする。落札決定後、又は契約締結後にその事実が判明した場合も同様とする。

- (1) 入札参加資格を有しない者のした入札
- (2) 一の案件について、同一の者がした二以上の入札
- (3) 入札者の記名・押印のない入札
- (4) 入札書に記載の案件番号又は金額を訂正した入札
- (5) 執行中の案件番号と異なる案件番号の入札、又は誤字、脱字等により判読できずに入札者の意思表示が不明確である入札
- (6) 入札の際、談合その他不正の行為をした者の入札
- (7) ファックス、電子メール等により原本以外の入札書を提出した入札
- (8) 摩擦熱や消しゴム等、容易に消すことができる筆記具で記載された入札
- (9) 同一案件に対して提出した資本的関係又は人的関係のある者の入札
- (10) 前各号に掲げるもののほか敦賀市財務規則（昭和55年敦賀市規則第4号）第117条各号のいずれかに該当する入札

## 12 入札回数

- (1) 入札回数は、案件ごとに2回までとする。
- (2) 提出されたすべての入札書の金額が、敦賀市が設定する予定価格を上回った場合、再度入札を行う。これは、1回目の開札後、直ちに行うものとする。また、2回目の入札は、辞退することができる。
- (3) 1回目の入札で「11 無効な入札」の各事項に抵触した入札を行った者は、2回目の入札に参加することはできない。

## 13 入札保証金及び契約保証金

入札保証金及び契約保証金は、敦賀市財務規則第108条から第112条まで及び第131条から第134条までの規定に基づき、取り扱うものとする。

## 14 落札候補者の決定

- (1) 敦賀市が設定する予定価格以下で、最低の金額を入札した者を落札候補者に決定する。
- (2) 落札候補者となるべき同額の入札をした者が2人以上のときは、「くじ」で落札候補者を決定する。落札者候補は、その権利を他者に譲渡できない。

## 15 入札参加資格の確認（事後審査）

- (1) 本入札は事後審査方式により実施するため、入札時点では入札参加資格確認書類の提出は要しない。
- (2) 落札候補者は、次に掲げる書類を提出するものとし、入札参加資格の確認を受けなければならない。当該候補者が入札参加資格審査において適格と認められた場合に、落札者として決定する。なお、期限までに申請書を提出しない者又は確認を受けられなかった者の行った入札は無効とする。
  - ア 一般競争入札参加資格確認申請書（様式第4号）
  - イ 営業拠点状況調書（様式第5号）
  - ウ 一般貨物自動車運送事業許可状況調書（様式第6号）
  - エ 業務履行実績調書（様式第7号）
  - オ 配置予定人員調書（様式第8号）
  - カ 車両保有（又は確保）状況調書（様式第9号）
  - キ その他、市が必要と認める書類
  - ※ 複数案件の入札参加資格確認申請書の提出は、1法人につき1通とする。一般競争入札参加資格確認申請書（様式第4号）にある案件番号欄に丸を記載すること。
  - ※ 提出書類に不備がある場合で、提出期限までに不備が解消されないときは、参加資格確認申請がなかったものとして取り扱うので注意すること（既に提出済の書類は返却するものとする。）。
  - ※ 提出書類は返却しない。
- (3) 提出期限 令和8年3月12日（木）の午後5時15分まで
- (4) 提出先 教育委員会事務局学校教育課  
（「20 入札に関する担当部署」の住所に同じ。）
- (5) 提出方法 持参又は郵送
- (6) 資格審査の結果、入札参加資格を満たしていないと認めた場合は、当該落札候補者の入札を無効とし、次順位者を新たな落札候補者として、同様の審査を行う。

## 16 入札参加資格の審査

提出された書類により審査を行う。なお、次のような場合は全て無効とする。

- (1) 15に掲げる提出書類に虚偽の記載や間違いがあったとき。
- (2) 申込資格や指示事項等に違反したとき。
- (3) 不正等が判明したとき。

## 17 入札の変更等

入札者が、不正又は不誠実な行為をするおそれがあり、入札を公正に執行す

ることができないと認められるときは、当該入札者の入札の不参加又は入札の執行を延期若しくは中止することができる。

## 18 契約の締結

- (1) 落札者となった者は、落札の通知を受けた日から5日以内に、別途指示するところにより契約を締結しなければならない。
- (2) 落札者となった者が、正当な理由なくして指定する期日までに契約の締結に応じない場合は、落札者の決定を取り消す。
- (3) 本契約の締結及び履行に関して、必要な一切の費用は落札者の負担とする。

## 19 その他

- (1) 本要領に定めのない事項については、関係法令及び敦賀市財務規則の定めによる。
- (2) 入札参加者は、公告、本要領及び仕様書の内容を十分に理解した上で入札に参加すること。

## 20 入札に関する担当部署

敦賀市教育委員会事務局 学校教育課 学校給食推進室

住所 〒914-8501

敦賀市中央町2丁目1番1号（敦賀市役所 3階）

電話番号 0770-22-8149

電子メールアドレス k-gakkou@ton21.ne.jp

## 別記

### 入札心得

- 1 入札書は、所定の手続により指定された時刻までに提出しなければならない。
- 2 代理人が入札しようとするときは、入札者の委任状を持参し、入札開始前に入札執行者に提出しなければならない。
- 3 入札者は、次の者に入札の行為を代理人として委任することはできない。
  - (1) 地方自治法施行令第167条の4に該当する者
  - (2) 法人企業の場合は、その役員及び使用人以外の者
  - (3) 個人企業の場合は、入札執行者が入札者を代理するに足りると認められた以外の者
- 4 入札者（入札代理人を含む。以下同じ。）は、時限後の入札又は提出した入札書の引換え、変更若しくは取消しをすることができない。
- 5 予定価格の範囲内の額の入札がないときは、再度の入札を行うことがある。この場合における入札回数は、初回を合わせて2回を限度とし、次の各号の一に該当する入札を行った者は、再度の入札に参加させない。ただし、設計額を事前公表した場合においては、これを超える金額をもって行った入札は無効とする。
  - (1) 入札無効の各事項に抵触した入札
  - (2) 最低制限価格又は失格基準価格が設けられているときは、これに満たない金額をもって行った入札
- 6 入札者は、入札が終了するまでは、入札執行者の指定する場所において待機し、無断でその場所を離れてはならない。
- 7 入札者は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。
- 8 入札者が連合し、又は不正の行為を行う等により入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を取りやめることがある。
- 9 落札者の契約をなすべき期限は、落札決定の通知を受けた日から5日以内とする。